

Ⅲ 区域区分の方針

1. 区域区分の有無

本都市計画には区域区分を定めません。

なお、区域区分を定めないとした根拠は次のとおりです。

本区域は人口約4万7千人が居住する宮古圏域の拠点ですが、人口や産業はおおむね横ばいあるいは減少傾向にあることから、他法令との連携強化を図るとともに、各地域の市街地像に応じた用途地域の指定や地区計画の活用、用途白地地域における特定用途制限地域の指定や建築形態規制、開発行為の許可を要する規模要件の見直し等、総合的なスプロール対策を講ずることによって、無秩序な外延化は抑制可能と考えられます。